

歷代寶案 校訂本 第十五冊

目 次

グラビア
教育長挨拶

目次

凡例

存卷表

第三集

卷一（咸豐九年～咸豐十年）	1
卷二（咸豐九年）	23
卷三（咸豐十年）	37
卷四（咸豐十一年）	73
卷五（咸豐十一年～同治元年）	87
卷六（咸豐十二年）	109
卷七（同治元年～同治二年）	121

解說
(付錄) 第十五冊 參照資料一覽

別集 哥咾情狀（道光二四年～道光二七年）	319
別集 哥咾啞三國情狀（道光二六年～咸豐五年）	357
咨集 文組方（乾隆三八～四九年）	431
冠船之時唐人持來候貨物錄（康熙五八年）	437
二集歷代寶案目錄（乾坤）	475
乾（康熙三六年～乾隆四〇年）	525
坤（乾隆四〇年～嘉慶二五年）	595
卷一（同治二年）	147
卷九（同治二年）	217
卷一〇（同治三年）	225
卷一一（同治三年～同治四年）	257
卷一二（同治五年～同治六年）	279
卷一三（同治六年）	297

凡例

第三集卷一・二・三・四・五・七・八・九・十・十一
十二・十三 (〇一～〇四号文書)

別集佛嘆情狀

一、この校訂本『歴代寶案』は、同書第三集(巻一～三)・別集「佛

嘆情狀」「佛嘆哩三國情狀」・咨集「文組方」・「冠船之時唐人持

來候貨物錄」及び「二集歴代寶案目錄(乾坤)」の現存する諸

異本を校合し、第十五冊に収録したものである。

この凡例は、第十五冊に適用する。

一、校合に使用した諸異本とその略称は次のとおりである。

鎌倉芳太郎氏影印本

台湾大学藏写本

なお、目録の校合に使用した諸異本とその略称は次の通りで

ある。

台灣大學藏寫本 二集日錄(上下)

上下

法政大學沖繩文化研究所藏(楚南家文書)

二集目錄(乾坤)

楚

これらの諸異本の存卷表は凡例の次に表示した。

一、校訂の底本は、原則として次のとおりである。

鎌倉芳太郎氏影印本

第三集卷六・十三(〇五〇～七号文書)

別集佛嘆哩三國情狀

台灣大學藏写本

咨集文組方

冠船之時唐人持來候貨物錄

二集歴代寶案目錄(乾坤)

いずれの場合も二丁を一ページ(上下二段組)に収める活字本とした。

一、校合の原則は次のとおりである。

(1) 底本の体裁を保存するため、抬頭・欠字・空格等及び一丁の行数、一行の字数にいたるまでできるだけ底本に準じた。明らかな誤りについては訂正した。

(2) 一行の字数は抬頭を含めて十八字である。一行の字数が十八字を越えるものや、また十八字に満たないものは、いずれも字間を調整して行の移動を避け、また空格と区別できるようにした。

(3) 一丁の行数は十六行である。影印本が一丁十六行の野紙を用いることによる。ただし一丁十四行の野紙を用いる場合は、行間を調整して行の移動を避けた。

(4) 校異は原則として本文の当該文字あるいは底本の虫食・破損などで欠損する文字を示した□の右傍にページごとの注番号をつけ、依拠した諸本の略称と共に頭注に出した。ただし割

注の注番号は当該文字の右傍あるいは□の上に注記した箇所もある。

(5) 対応する文書または記事が、『明清史料』等の参考資料に含まれる場合は、これを校合に使用し、それぞれの略称を用いて頭注に記した。なお、既刊の校訂本では、中国第一歴史檔案館から沖縄県教育委員会に提供された中琉関係マイクロフィルム史料も参考資料として掲示していたが、中国第一歴史檔案館編『清代中琉関係檔案選編』等の刊行により、マイクロフィルム史料と重複するもののが出てきたので頭注の煩雑さを避けるため、重複する場合には刊行物だけを掲示することとした。

明清史料庚編（中央研究院歴史語言研究所刊）	史料
清実錄（中華書局）	清實
清代中琉關係檔案選編（中華書局）	選
清代中琉關係檔案續編（中華書局）	續編
頒賜遺詔謝表（法政大學沖縄文化研究所蔵）	謝表
頒賜遺詔謝奏（法政大學沖縄文化研究所蔵）	謝奏
故宮博物院（台灣）図書館蔵檔案史料（奏摺）	台故
故宮博物院（台灣）図書館蔵檔案史料（上諭檔）	台上
清代中琉關係檔案三編（中華書局）	三
清代琉球國王表奏文書選錄（黃山書社）	表奏
嘉慶道光兩朝上諭檔（広西師範大学出版社）	嘉道上

咸豐同治兩朝上諭檔（広西師範大学出版社） 咸同上
清代中朝關係檔案史料統編（中国檔案出版社） 中朝統
清代中琉關係檔案五編（中国檔案出版社） 五
漢文外國一件書類（東京大学法学部法制史資料室蔵） 漢
故宮博物院（台灣）図書館蔵檔案史料（奏摺） 台故*

台故に未収録の奏摺檔案

中国第一歴史檔案館藏（軍機處錄副奏摺） 軍檔*

マイクロフィルム史料（二〇〇〇年収集）

那霸市史 資料篇第一卷六 家譜資料一

那霸市史 資料篇第一卷七 家譜資料三

趙新 続琉球国志略

趙

(6) 校訂や校合に使用した諸本に存する文字の異同でも、一と壹、二と貳等の数字の類および並と併と并、實と寔、据と據、于と於、同と全等の同義で使用されているものは、一々注記せずに底本の文字を採用した。また明らかな誤字（誤写）は注記を省いた。

(7) 底本の虫食・破損などで欠損する文字を諸異本に拠らず推定した場合は、頭注に「一カ」と注記した。

(8) 底本の誤字あるいは衍字と推定される場合は、当該文字の右横に注番号を入れ、頭注に「一ノ誤力」あるいは「衍字力」と注記した。また脱字と推定される場合は、当該箇所に*印と注番号を付し、頭注に「一ヲ脱力」と注記した。

(9) 錯簡・欠字・挿入及び留意事項等については、当該箇所に※印をつけ、注記した。

(10) 底本に存する誤字で頻出するものの中で、明らかに混同しているものは、一々注記せずに訂正した。例えば、己と己と巳、未と末、辯と辨と瓣、紬と細、入と人と八、由と田、母と母、木偏と手偏、示偏と衣偏を誤用（混同）する類である。

(11) 二集目録（乾坤本）については、挿入・割注部分で文字の判別を優先したため、底本通りの体裁にはなっていない箇所もある。

一、字体については、原則として正字体に統一した。

人名の俗字・異体字については、底本に拠つたが、同一人物で二種の字体がみられる場合は、混同を避けるため、正字体を採用した。
また頭注に掲載する参考資料の中で俗字・異体字が使われている場合は、正字体に改めて掲示した。

一、各文書の最初に文書番号を付した。三一〇一～一〇一は第三集第一巻の第一号文書を示す番号で、以下同様にして三一～三一〇七までである。別台一〇一は別集「嘯嘯情狀」の第一号文書を示す番号で、以下同様にして別台一～三まである。別鎌一〇一は別集「嘯嘯情狀」の第一号文書を示す番号で、以下同様にして別鎌一～六まである。咨一〇一は「咨集 文組方」の第一号文書を示す番号で、以下同様にして咨一〇五まである。

なお、『歴代寶案』の本文以外に、上奏文等が付帶している文書については、それぞれの文の右上に（本文）・（付文）と表示した。また、本文部分に付帶文書に言及した箇所が明示されている場合は、当該箇所の右側に※印をつけ、頭注に「本文書の付文を指す」と注記した。

一、各巻冒頭の巻数・収録年代等の表示は旧沖縄県立図書館写本と台湾大学蔵写本の内題に基づき、全巻について復元して活字にした（校訂本第三冊グラビア写真参照）。ただし表示された収録年代で、本文の収録文書の年代と誤差のあるものについては訂正した。

一、第十五冊の本文の後に、第十五冊についての解説を付した。
一、解説の後に、第十五冊の参考資料一覧を付した。

一、本冊の校訂は西里喜行氏が担当し、赤嶺守・麻生伸一・前田舟子・山田浩世の四氏の協力を得た。

一、本冊の底本に使用した鎌倉芳太郎氏影印本、台湾大学蔵写本来所蔵する沖縄県立芸術大学附属図書・芸術資料館、台湾大学図書館をはじめ、校合に使用した資料を所蔵する中国第一歴史檔案館、故宮博物院（台湾）図書館、法政大学沖縄文化研究所、東京大学法学部法制史資料室等の御協力に対し、深く感謝の意を表するものである。

一、この校訂本に基づいた訳注本は統いて刊行される。

『歴代寶案』校訂本 第15冊存卷表

(第15冊)

巻数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
収録年代	起至咸豐 九十年	咸豐 九年	咸豐 十年	咸豐十一 年	起至咸豐治 元二年	咸豐十二 年	起至同治 元二	同治 二	同治 三	同治 三四	起至同治 五六	起至同治 五六	同治 六
鎌倉本						◎							◎
県図本													
台大本	◎	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○
文書件数	14	4	21	5	9	9	9	42	4	21	15	2	7

(別集)

	別 哥嘆情 集 狀	別 哥嘆 集 啟 啞	咨文 組 集 方	候 貨物 錄
収録年代	起至道光 二四七	起至咸光 二六五	起至乾隆 三四八九	康熙五八
鎌倉本		◎		
県図本				
台大本	◎		◎	◎
文書件数	13	26	5	

冠船之時
康熙五八

(二集 歴代宝案目録)

	目録乾	目録坤
収録年代	起至康熙 三六〇	起至乾隆 四〇五
鎌倉本		
県図本		
台大本	◎	◎
楚南家本	○	○

◎印は底本である。

*楚南家本：法政大学沖縄文化研究所蔵（楚南家文書）

*卷13の底本の鎌倉本は01～04号文書を欠落しているため、欠落部分は台湾大学蔵写本を底本とした。

*目録坤は台湾大学蔵写本は卷125まで、楚南家本は卷128までの目録である。